

## 令和5年度 身体障害者手帳交付のしおり

(身体障がい者が利用できる主な福祉制度・サービス等の概要)

中野市健康福祉部福祉課障がい福祉係

制度	対象	給付内容	申請手続	備考
福祉医療費給付金	1・2・3・(4級) 4級：所得税非課税世帯	(1)病院や薬局等で支払った医療費の自己負担分(保険診療分)を給付 (2)加入保険の附加給付、高額療養費がある場合は、その額を控除した分を給付 ※1レセプトあたり500円上限の受益者負担があります。	1.申請窓口 市役所福祉課厚生保護係 2.持ち物 (1)健康保険証(2)印鑑 (3)振込先口座の通帳等 (4)身体障害者手帳 (5)個人番号のわかるもの	
補装具の交付・修理、日常生活用具の交付	身障手帳所持者 ※所得制限あり	障がいの部分や程度によって、補装具の交付・修理や日常生活用具の交付が受けられます。品目は手帳付属のしおりをご参照ください(補聴器、車いす、義肢、ストマ用装具等) ・日常生活用具→市民税非課税世帯：自己負担なし " 課税世帯：給付限度額以内の5%の自己負担 ・補装具→市民税非課税世帯：自己負担なし " 課税世帯：原則1割の定率負担 ※介護保険の福祉用具と重複する場合は介護保険を優先	1.申請窓口 市役所福祉課障がい福祉係 2.持ち物 (1)身体障害者手帳 (2)品目によっては医師の意見書・処方箋が必要となります。 (3)見積書等 (4)個人番号のわかるもの	申請は購入前に行ってください。 購入後の申請は認められません。
税金の免除	所得税・市民税の控除	1・2級 3級～6級	特別障害者控除が受けられます 障害者控除が受けられます	年末調整、確定申告の際手帳が必要になります。詳しくは税務署、市役所税務課へお問い合わせください。
	自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免	障がいの等級、車の所有者・使用者の条件を満たす場合、自家用の車1台に限り減免されます。  ・同一生計証明書：障がいのある方以外で生計を同一にする方がいる場合必要。 ・身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者及び日常生活介護者の証明書：障がい者のみで構成される世帯の障がい者を日常的に介護される方が運転する場合	問合せ先 自動車税・自動車取得税：総合県税事務所北信事務所 軽自動車税：市役所税務課 1.申請窓口 市役所福祉課障がい福祉係 2.持ち物 (1)運転する方の運転免許証 (2)車検証 (3)身体障害者手帳	信濃中野税務署 0269(22)3151  総合県税事務所北信事務所 0269(23)0204  市役所税務課 (22)2111
相続税	身障手帳保持者	相続人が障がい者である場合、相続税額から一定額が控除されます。(等級によって控除額が異なります)	詳しくは税務署へお問い合わせください。	
※上記の他、補装具等に係る消費税、マル優、贈与税等税制上の優遇が受けられる場合があります。詳しくは税務署等にお問い合わせください。				
交通運賃等の割引	JR	身障手帳所持者 (1種と2種で割引条件が異なります。)	1種：本人、介護者の乗車券が半額。(本人のみで利用の場合は片道100km以上の乗車に限る。) 2種：片道100km以上の乗車に限り、本人のみ乗車券が半額	乗車券購入時に手帳を提示してください。乗車券以外の特急料金等については、JRみどりの窓口へ。
	長野電鉄	身障手帳所持者 (1種と2種で割引条件が異なります。)	1種：本人、介護者の乗車券・定期券・回数券が半額 2種：本人の乗車券・定期券・回数券が半額	乗車券購入時に手帳を提示してください。10円未満の端数は切り上げます。他の割引との併用は不可です。
	タクシー	身障手帳所持者	運賃が10%割引 但し、迎車回送・高速・駐車料金等は割引対象外	運転者に手帳を提示してください。詳しくは各タクシー会社へ。
	長電バス	身障手帳所持者	本人、介護者の運賃が半額 通勤・通学定期券3割引(屋代須坂線5割引) ※小児は割引なし	運転者に手帳を提示してください。 (高速バスについては各バス会社へお問い合わせください)
	ふれあいバス	身障手帳所持者	本人のみ運賃が半額	運転者に手帳を提示してください。 市役所企画財政課 (22)2111
国内航空旅客運賃	身障手帳所持者 (1種・2種)	本人、介護者の運賃が割引  ※割引率は各社・路線によって異なります。	航空券販売窓口で手帳を提示してください。 詳しくは各航空会社へ。	
有料道路の割引	身障手帳保持者  1種：本人又は介護者が運転 2種：本人運転のみ	(1)有料道路の料金が半額 (2)登録できる車は、本人・親族・介護者名義の車で1台のみ ※会社名義の車や軽トラック等は登録できません ※ETCを利用する場合、ETCカードの名義人は障害者本人でなければなりません(未成年の重度身体障害者を除く)	1.申請窓口 市役所福祉課障がい福祉係 2.持ち物 (1)車検証 (2)身体障害者手帳 (3)本人運転の場合は運転免許証 ETC利用の場合 ・ETCカード ・ETC車載器管理番号	
NHK放送受信料の減免		・全額免除…身体障がい者がいる世帯で、世帯全員の市民税が非課税の場合  ・半額免除…世帯主が視覚・聴覚障がい者または身障手帳1・2級の障がい者で、かつ受信料契約者の場合	1.申請窓口 市役所福祉課障がい福祉係 2.持ち物 (1)印鑑 (2)身体障害者手帳	

制度	対象	給付内容	申請手続	備考
携帯電話料金の割引	手帳所持者	携帯電話会社によって割引内容が異なります。	割引内容、手続き等は各携帯電話会社、販売店にお問い合わせください。	
年金・手当	障害年金 1・2・3・4級の場合に受給の可能性があります ※詳細は市役所市民課又は年金事務所へお問い合わせください。	以下のすべてを満たす場合に支給 (1)障がいの初診日に65歳未満 (2)初診日から1年半を経過した時点で一定以上の障がいがある (3)初診月の2か月前までの保険料納付期間が加入期間の2/3以上、又は初診月の2か月前までの1年間に滞納がないこと	1.申請窓口 (1)国民年金加入者の場合 市役所市民課国保年金係 (2)厚生年金加入者の場合→日本年金機構 ※必要書類等は申請先までお問い合わせください。	市役所 市民課年金係 (22)2111 又は日本年金機構 (年金事務所)
	特別児童扶養手当 在宅の重度障がい児(20歳未満)を養育する者 ※所得制限あり	障がい児1人当たりの支給額 1級 月額53,700円 2級 月額35,760円 年3回(4・8・11月)に分けて支給	1.申請窓口 市役所福祉課 必要書類等は福祉課までお問い合わせください。	市役所福祉課 (22)2111
	特別障害者手当 常時介護を必要とする在宅の重度障害者(20歳以上) ※所得制限あり	対象者1人当たりの支給額 ・月額27,980円 年4回(2・5・8・11月)に分けて支給 ※施設入所及び継続して3か月を超えて入院等がある場合は対象外	1.申請窓口 市役所福祉課 障がい福祉係 2.持ち物 (1)認定請求書 (2)所得状況届 (3)所定の診断書 (4)税務情報の閲覧等に関する同意書	所得制限の詳細については、市役所福祉課(22)2111までお問い合わせください。
	障害児福祉手当 常時介護を必要とする在宅の重度障害児(20歳未満) ※所得制限あり	対象者1人当たりの支給額 ・月額15,220円 年4回(2・5・8・11月)に分けて支給 ※施設入所及び継続して3か月を超えて入院等がある場合は対象外		
在宅福祉支援事業	【通院費等助成】 ・身体障害者手帳1級 ・視覚、下肢、体幹機能障害2級 所持者 ※社会福祉施設入所者、普通自動車税・軽自動車税の減免を受けている者は除く。 ※65歳以上の要介護3・4・5の認定者、70歳以上のみの世帯の者は、高齢者支援課より助成。(優先)	公共交通機関の利用が困難な重度身体障がい者のタクシー利用料の一部を助成し、社会参加促進を図ります。  ○タクシー利用料の1/2の額(上限900円/1回) 市民税 課税世帯 年24枚 市民税非課税世帯 年48枚  ※年度途中の申請は、月割分の枚数になります。	1.申請 市役所福祉課障がい福祉係 2.持ち物 (1)申請書	
	【理容料・美容料助成】 特別障害者手当の支給を受けている者、またはこれと同程度以上の障がいを有する3歳以上の者 ※社会福祉施設入所者は除く。 ※65歳以上の要介護3・4・5の認定者は、高齢者支援課より助成。(優先)	訪問理美容を受けた場合、理美容料を助成し清潔の保持を図ります。  ○理容・美容料 1回(1枚)につき1,000円 全世帯 年6枚(2月に1枚)  ※年度途中の申請は、月割分の枚数になります。		
	【介護用品給付】 特別障害者手当の支給を受けている者、またはこれと同程度以上の障がいを有する3歳以上の者 ※社会福祉施設入所者は除く。 ※65歳以上の要介護3・4・5の認定者は、高齢者支援課より支給。(優先)	介護用品の購入のために介護用品券を給付し、併せて介護用品の排出処理手数料の負担軽減を図るため、指定ごみ袋を給付します。  ○介護用品券 1回(1枚)につき4,000円 市民税 課税世帯 年6枚 市民税非課税世帯 年12枚 ○指定可燃ごみ袋(10ℓ/20ℓ/30ℓ)年間600ℓ  ※年度途中の申請は、月割分の枚数になります。		
心身障害者扶養共済制度	対象条件 〈保護者の要件〉 ・県内に住所があること ・年齢(毎年4月1日における)が65歳未満であること ・特別な疾病又は障がいのない健康状態であること ・障がいのある方1人に対し加入できる保護者は1人であること 〈障がいのある方の要件〉 ア 身体障がい 1級～3級 イ 知的障がい ウ 精神又は身体に永続的な障がいのある方で、ア・イと同程度の障がいと認められるもの	身体障がい者の扶養者が毎月掛金(1口9,300円～23,300円)を支払うことで、扶養者が死亡又は著しい障がいを有する状態になったときに、障がい者に対し年金が支給されます。 掛金は扶養者の加入時の年齢に応じて決められます。 支給年金額 1口加入:月20,000円、 2口加入:月40,000円	1.申請 市役所福祉課障がい福祉係 2.持ち物 (1)印鑑 (2)身体障害者手帳 (3)住民票の写し (障がい者、扶養者それぞれに必要な)	

制度	対象	給付内容	申請手続	備考
就労支援	障がい者	障がい者それぞれのニーズや障がい程度・生活環境等を踏まえたうえで、より適切なサービスを利用できるようにするため、まずは右記の窓口にご相談下さい。	・ハローワーク飯山 (62)8609 ・北信圏域障がい者就業・生活支援センター 0269-38-0615	
補助犬の給付	介助犬 肢体不自由1・2級 聴導犬 聴覚障害2・3級 盲導犬 視覚障害1級	利用条件 (1)18歳以上で県内に1年以上居住している者 (2)補助犬を適切に飼育し、利用できる者 ※給付にあたり県指定施設で訓練が必要。その際の必要経費(食費、交通費等)は自己負担。補助犬の給付は無償ですが、飼育・管理等の費用は自己負担。	「ほじょ犬相談窓口」 北信保健福祉事務所 (62)3943	
自立支援給付	身障手帳所持者	居宅介護、短期入所、生活介護、自立訓練、就労支援、共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援事業等のサービスがあります。 サービスを利用するには、障がい支援区分の認定を受ける必要があります。	1.申請窓口 市役所 福祉課障がい福祉係 ※まずはご相談ください。	
自立支援医療 (更生医療・育成医療)	身体障がい者(児)	日常生活能力の回復のため、障害を除去、軽減する医療を給付します。県又は市の判定・認定が必要です。所得によっては自己負担があります。		
中野市身体障がい者福祉協会	身障手帳所持者	身体障がい者の福祉増進と会員相互の親睦を図ることを目的とした組織で、旅行やスポーツ行事などを行っています。会員になると、会報の送付、車いすマークステッカーの窓口販売、賛助会員の商店での割引サービス等のサービスが受けられます。国、県レベルの組織もあり、障がい者の声を行政に伝えています。	1.窓口(事務局) 中野市福祉ふれあいセンター 2.持ち物 (1)身体障害者手帳 (2)入会金500円	
信州パーキング・パーミット制度 (障がい者等用駐車場利用証制度)	身障手帳所持者 (障害区分と等級をご確認下さい)	公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正にご利用いただくため、長野県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。	1.申請方法 ①窓口での申請される場合 市役所福祉課障がい福祉係 即日交付されます。 ②郵送での申請される場合 県庁地域福祉課 026-232-0053 または、県10カ所の保健福祉事務所 2.持ち物 (1)身体障害者手帳 (2)利用証送付のため(郵送の場合) 返信用切手が必要です。	
障がい者マーク	障がい者のための国際シンボルマーク	障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマーク。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。	1.窓口(事務局)中野市福祉ふれあいセンター ・1枚300円で販売 協会入会者は購入可	
	身体障がい者標識	肢体不自由であることを理由に免許に条件が付されている者が運転する車に表示するものです。このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	障がい者マークは量販店で購入可能です。	
	聴覚障がい者標識	聴覚障がいであることを理由に免許に条件が付されている者が運転する車に表示するものです。このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。危険防止のため、ご自身の判断で表示することも可能です。		
ヘルプマーク	配慮を必要としている方 (障がい者・難病者・妊娠している方等)	周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助が得やすくなるよう「ヘルプマーク」を配布しています。	1.申請窓口 市役所 福祉課障がい福祉係	
長野県民交通災害共済	1・2級	市が公費で加入します。申込みは不要です。特別養護老人ホーム入居者については、希望加入になります。	市役所 福祉課障がい福祉係 生活環境課生活交通安全係	

※記載の内容については変更等ある場合がありますので、申請にあたっては事前にお問い合わせください。